所沢管理事務所管内

Ｒ８年度橋梁補修設計

特記仕様書

令和８年11月

東日本高速道路株式会社
関東支社　所沢管理事務所

第１章　総則

１－１　調査等概要

１－１－１　調査等名　　所沢管理事務所管内　Ｒ８年度橋梁補修設計

１－１－２　路線名　　関越自動車道
首都圏中央連絡自動車道（一般国道４６８号）

１－１－３　履行箇所　　関越自動車道
自）東京都練馬区三原台　　（ＫＰ　０．０　練馬ＩＣ）
至）埼玉県本庄市児玉町下浅見　（ＫＰ　６９．７　本庄児玉ＩＣ）
首都圏中央連絡自動車道（一般国道４６８号）
自）東京都あきる野市牛沼　　（ＫＰ　４７．６　あきる野ＩＣ）
至）埼玉県比企郡川島町大字平沼（ＫＰ　８５．９　川島ＩＣ）

１－１－４　主な履行内容

内訳書の項目	数量	構造物名
試料採取	１６箇所	橋梁 ・的場２号橋 ・牛沢橋 ・狭山橋 ・高萩高架橋 ボックスカルバート ・川越－２９ ・東松山－１６ ・東松山－３０ ・花園－５２
腐食減肉調査	４箇所	
現地踏査	１式	
コンクリート構造物補修設計	８箇所	
鋼構造物補修設計	４箇所	
維持修繕設計　支承	１箇所	
施工計画検討	６構造物	
工事発注用図面作成	３３枚	
工事発注用数量表作成 工事目的物別数量総括表	１工事	
工事発注用数量表作成 工事目的物別代価表	１工事	
設計打合せ	１式	

１－２　適用する共通仕様書

契約書第１条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和８年７月版とする。

１－３　テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書１－１２－４「テクリスへの登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が１００万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書１－３「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

（１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から１５日以内
（２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から１５日以内
（３）完了時は、完了届提出日の翌日から１５日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が１５日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。
なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

１－４　履行期間

本業務は、共通仕様書１－１３「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から１０日以内に、履行期間通知書（本特記仕様書様式―１）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余　裕　期　間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から１１０日間（まで）
全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から３９０日間（まで）

１－５　資料の貸与

共通仕様書１－１５－１「資料の貸与」に示す貸与資料は、一覧に示すとおりとする。

なお、貸与予定日までに成果品を貸与できない場合の取扱いは監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。また、資料の復元等を要する場合は、監督員と協議し定めるものとする。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
橋梁完成図	―	契約締結後	電子データ （ＴＩＦＦ等）
保全点検資料	―	契約締結後	電子データ （ＰＤＦ・ＣＡＤ等）
光通信ケーブル等管理用図面	―	契約締結後	電子データ （ＰＤＦ・ＣＡＤ等）
設計成果品	首都圏中央連絡自動車道 牛沢橋他１橋（鋼上部工）工事 牛沢橋　設計報告書	契約締結後	電子データ （ＰＤＦ・ＣＡＤ等）
設計成果品	首都圏中央連絡自動車道 牛沢橋他１橋（鋼上部工）工事 牛沢橋　上部工設計計算書	契約締結後	電子データ （ＰＤＦ・ＣＡＤ等）
設計成果品	首都圏中央連絡自動車道 牛沢橋耐震補強検討業務	契約締結後	電子データ （ＰＤＦ・ＣＡＤ等）
設計成果品	首都圏中央連絡道 狭山橋他１橋基本詳細設計	契約締結後	電子データ （ＰＤＦ・ＣＡＤ等）
設計成果品	圏央道高萩橋比較設計業務委託	契約締結後	電子データ （ＰＤＦ・ＣＡＤ等）
設計成果品	圏央道高萩橋詳細設計（その１）業務委託	契約締結後	電子データ （ＰＤＦ・ＣＡＤ等）
設計成果品	圏央道高萩橋詳細設計（その２）業務委託	契約締結後	電子データ （ＰＤＦ・ＣＡＤ等）
設計成果品	関越自動車道 所沢管内橋梁補修工事発注図作成	契約締結後	電子データ （ＰＤＦ・ＣＡＤ等）
設計成果品	関越自動車道 所沢管内橋梁補修工事発注図作成業務	契約締結後	電子データ （ＰＤＦ・ＣＡＤ等）
設計成果品	所沢管理事務所管内 Ｒ７年度橋梁補修設計	契約締結後	電子データ （ＰＤＦ・ＣＡＤ等）

１－６　部分使用

共通仕様書１－３６「部分使用」の規定に基づき部分使用を請求する内容及び使用時期は下表のとおりとする。

内容	構造物名	使用理由	使用開始時期
施工計画検討Ａ	川越－２９	関係機関協議に使用するため	令和９年８月末
施工計画検討Ｂ	狭山橋、高萩高架橋、東松山－１６、東松山－３０、花園－５２	関係機関協議に使用するため	令和９年８月末

１－７　発注者または監督員が行う協議

発注者または監督員が行う協議で本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議の有無並びに協議の完了予定時期は、下表のとおりとする。

なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書１－１６「関係官公署及び関係会社への手続き」に従って行う協議以外である。また、本業務の検討内容に応じて必要な協議の有無並びに完了予定時期を変更する場合がある。

（１）道路関係

位置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
狭山橋 Ａ１－Ａ２	県道堀兼根岸線	埼玉県 川越県土整備事務所	本業務の部分使用成果に基づき道路占用、施工可能時間、規制形態の協議を実施	令和９年９月末
高萩高架橋 Ｐ４	市道Ｂ９９１号線	日高市		令和９年９月末
川越－２９	市道３号線	鶴ヶ島市		令和９年９月末
東松山－１６	町道８１１２号線	滑川町		令和９年９月末
東松山－３０	県道深谷嵐山線	埼玉県 東松山県土整備事務所		令和９年９月末
花園－５２	町道３０号線	美里町		令和９年９月末

（２）電力、通信施設関係

位置	施設名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
全調査範囲	メタル通信ケーブル・電源ケーブル	東日本高速道路㈱	埋設及び添架	令和９年９月末
	光通信ケーブル	ＫＤＤＩ㈱ 東日本高速道路㈱	埋設及び添架	令和９年９月末

１－８　計画工程表

１－８－１　計画工程表の記載事項

共通仕様書１－１４－１「作業計画書の提出」（２）に示す作業計画書中の計画工程表（本特記仕様書様式―２）の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者とで協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書１－５「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、本特記仕様書１－７「発注者または監督員が行う協議」に示す協議完了予定時期、共通仕様書１－９－３「照査の実施」に基づく照査の実施時期、及び共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

種別	工種	作業単位	備考
現地踏査	―	橋梁 ・的場２号橋 ・牛沢橋 ・狭山橋 ・高萩高架橋 ボックスカルバート ・川越－２９	
調査業務	試料採取及び腐食減肉調査		
設計業務	コンクリート構造物補修設計		
	構造物補修設計		
	維持修繕設計		
	施工計画検討		
	工事発注用図面作成		
	工事発注用数量表作成		

設計打合せ	―	・東松山－１６ ・東松山－３０ ・花園－５２	
報告書作成	―		

１－８－２　計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第１－４号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書１－１４－３「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

１－９　調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後７日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後７日以内（休日等除く）に受注者へ返送するものとする。

１－１０　工事記録情報の作成及び提出について

（１）共通仕様書１－４４－１「工事記録情報」に規定する「工事記録作成要領」は令和８年７月版とする。

（２）受注者は工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報　完了届」（本特記仕様書様式―３）を調査等完了届提出予定の２週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報　チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。

（３）工事記録収集システムに関する問合せ先は、東日本高速道路㈱関東支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

１－１１　三者協議会について

本業務の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者とで協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

１－１２　生成ＡＩの利活用

１－１２－１　本業務での生成ＡＩの取扱い

本業務において生成ＡＩを用いた成果品等を作成する場合には、利用範囲を受発注者間で協議するものとする。

協議を踏まえ、受注者は「生成ＡＩ利活用計画書兼チェックリスト」（本特記仕様書様式―４）を作業計画書に添付し、監督員に提出するものとする。

なお、生成ＡＩを用いた成果品等とは、報告書・設計成果に直接影響するものとし、報告書本文の生成（要約・文章生成）、設計条件の整理・記述生成、発注者への提出書類等を想定している。

１－１２－２　生成ＡＩ利活用における情報漏えいリスク対策への留意事項

受注者は作業計画書の作成にあたり、生成ＡＩを業務の履行に際して利活用する場合には情報漏えい防止対策の強化に関する事項に「生成ＡＩを利活用することによるリスク対策等」を明示する。

１－１２－３　生成ＡＩを用いた成果品等の留意事項

受注者は、生成ＡＩを用いた成果品等が契約書第８条に定める特許権等の第三者の権利の対象となりうることに留意し、生成ＡＩを用いて作成した箇所又は生成ＡＩが成果品等の作成に実質的に寄与した箇所については、その旨を成果品等に明示することとする。特に画像等で生成ＡＩを利用した場合には原則その旨の注釈をつけるものとする。

１－１２－４　機械可読性に配慮した成果品等の作成

受注者は、成果品とりまとめ等にあたり、生成ＡＩ等が認識・解析しやすい形式となるよう配慮した報告書様式とするものとする。具体的には、以下の対応を含むものとする。

（１）報告書本体において、構造化された見出し体系や明確な章立ての検討
（２）図表への適切なキャプションやテキストの付与
（３）報告書の要旨、目次、結論等の主要部分について、マークダウン形式等の機械可読性の高い形式での概要資料の作成
（４）データや図表について、可能な範囲で元データ(ＣＳＶ、ＪＳＯＮ 等)の提供

なお、業務の特性等により上記の対応が困難な場合は別途協議すること。

１－１２－５　生成ＡＩの利活用に要する費用

生成ＡＩの利活用に要する費用は、諸経費（またはその他原価）に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

第２章　業務細部に関する事項

２－１　業務の内容

本業務は、所沢管理事務所管内の橋梁において損傷状況を本特記仕様書１－５「資料の貸与」に示す貸与資料をもとに確認し、「設計要領第二集（橋梁保全編）」に基づき、既設橋梁の設計条件を整理し、当該現地条件において施工性、経済性の観点から補修設計及び補修工法の選定、施工計画検討を行うものである。また、設計にあたっては、共通仕様書第５章「設計」及び第７章「維持修繕設計」の適合項目を適用する。

２－２　適用すべき諸基準

共通仕様書５－２－１「適用すべき諸基準」に下表を追加する。

名称	発行元	発行年月
工期設定ガイドライン	東日本高速道路㈱	令和８年７月

２－３　貸与品

共通仕様書７－２－１「貸与品」（１）に基づく貸与品は次に示すとおりとする。

品名	数量	引渡場所	引渡時期	貸与期間
カラーコーン	２０本	所沢管理事務所	契約後貸与	現地調査完了後返却すること
矢印板	２枚			

２－４　試料採取

試料採取とは、既設コンクリート構造物から塩分浸透量調査用試料を採取し、コンクリート中に含まれている全塩化物イオン濃度分析をすることをいう。

なお、現地作業については、調査条件に示す通りの条件で行うものとする。現地条件等により調査条件が変更となった場合は、監督員と協議し、その費用について別途協議するものとする。

試料採取の種別は次のとおりとし、検測数量は試料採取した箇所とする。

単価区分	区分内容
試料採取	１箇所当たり深さ８cmとし、２cm毎の深さで４試料を採取するもの

対象構造物と試料採取箇所は、下表のとおりとする。

構造物名	調査場所	調査数量	調査条件
的場２号橋	埼玉県川越市的場	2	片側交互通行規制, 地上
牛沢橋	埼玉県入間市仏子	2	通行規制不要, 下部工検査路
狭山橋	埼玉県狭山市根岸	2	歩道通行規制, 高所作業車, 夜間
川越－２９	埼玉県鶴ヶ島市脚折	4	片側交互通行規制, 高所作業車, 夜間
東松山－１６	埼玉県比企郡滑川町月輪	2	片側交互通行規制, 可搬式作業台
東松山－３０	埼玉県比企郡嵐山町廣野	2	片側交互通行規制, 地上
花園－５２	埼玉県児玉郡美里町下児玉	2	片側交互通行規制, 可搬式作業台

２－４－１　現地調査

（１）試料採取の位置について、参考図等に示すとおりとし、その詳細な位置については監督員と受注者で協議のうえ、決定するものとする。

（２）試料採取にあたっては、鉄筋探査を実施し既設鉄筋を切断しない位置を設定するとともに、配筋状況及びかぶり厚さを確認し、記録するものとする。

（３）試料の採取方法は、調査要領　第二編橋梁　第３章コンクリート「１－３－２（１）塩害対策」のドリル法によるものとし、採取した試料を試料収集用袋に回収し、計測器で採取量を計測する。

（４）試料採取量は、１試料当たり５０ｇ以上とする。採取量が足りない場合は、対象の層を追加削孔し、再度計量を行うものとする。

（５）試料採取に合わせて、削孔箇所での中性化深さ測定（フェノールフタレイン１％溶液の噴霧）を行い、結果を監督員に報告するものとする。

（６）試料採取後は、ブラシ等を用いて孔内に残った粉を清掃し、断面修復材にて調査孔を修復するものとし、使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ－３－３－４「断面修復の要求性能」及びⅢ－３－３－５「断面修復の性能照査」の規定に適合するものでなければならない。

２－４－２　全塩化物イオン濃度分析

塩分浸透量調査は、ＪＩＳ Ａ １１５４「硬化コンクリート中に含まれる塩化物イオンの試験方法」により、コンクリート中の全塩化物イオン濃度を分析するものとする。

２－４－３　報告書

受注者は、本項に基づき実施した調査位置、試料採取深さ、配筋及びかぶり厚さ、全塩化物イオン濃度分析結果及び濃度分布図を取りまとめ、監督員に報告するものとする。

２－５　コンクリート構造物補修設計

コンクリート構造物補修設計とは、本特記仕様書２－４「試料採取」にて分析したコンクリート中に含まれている全塩化物イオン濃度分析の結果を用いて、塩分移動量予測及び防錆雰囲気形成予測を行い、塩害の有無及び原因を特定し、対策工法を選定し、その結果を取りまとめることをいう。

コンクリート構造物補修設計の検測数量は、コンクリート構造物補修設計を実施した箇所数（箇所）とする。塩分移動量予測、防錆雰囲気形成予測及び報告書作成に要する費用は、コンクリート構造物補修設計に含むものとする。

２－５－１　判定条件及び対策工

塩害判定及び各対策工を想定した照査に用いる発錆限界塩分量は、全塩化物イオン濃度１．２kg/m3とし、現況判定における鉄筋位置は、第一鉄筋前面とする。

現況判定において、第一鉄筋前面の全塩化物イオン濃度が発錆限界塩分量以上の場合は「塩害有」とし、第一鉄筋前面の全塩化物イオン濃度が発錆限界塩分量未満の場合は「塩害無」とする。

本項における対策工は、下表のとおりとし、将来推定年を調査年から３年後及び供用１００年後において発錆限界塩分量を下回る工法を選定するものとする。ただし、対策工（３）については、防錆雰囲気形成予測として亜硝酸イオンと塩化物イオンのモル比（NO_2^-／Cl^-）を予測した上で、モル比０．８未満となる場合には、対策工（４）と対策工（５）を経済比較の上補修工法の選定を行うものとする。

対策工種別	工法内容
対策工（１）	表面被覆工法
対策工（２）	表面除去工法＋断面修復工法＋表面被覆工法
対策工（３）	表面除去工法＋防錆剤入りＰＣＭ＋断面修復工法＋表面被覆工法
対策工（４）	表面除去工法＋犠牲陽極＋防錆剤入りＰＣＭ＋断面修復工法＋表面被覆工法
対策工（５）	経済性を検討し決定（電気防食・脱塩工法等）

表面除去工法（はつり工）の深さは、ＲＣ構造では第一鉄筋背面から１０㎜まで、ＰＣ構造では第一鉄筋表面までを標準とする。

防錆剤入りＰＣＭは、亜硝酸リチウムを固形分で５５kg/m3混入したＰＣＭを、はつり面から厚さ１０㎜施工するものとする。

塩分移動量予測に用いる断面修復材の見掛けの拡散係数は、０．０９５㎝2/年とする。

２－５－２　報告書

受注者は、本項に基づき実施した現況判定、塩分移動量予測、防錆雰囲気形成予測、表面除去工法（はつり工）の可否照査その他の照査結果を、調査箇所及び照査ケースごとに取りまとめ、監督員に報告するものとする。

報告書には、照査位置、想定条件、評価時点、計算条件、予測値、判定値との比較、表面除去工法の可否並びに構造上及び施工上の制約を記載し、照査位置図、濃度分布図、将来予測図及び計算書を添付するものとする。

また、各判定及び照査について、実施又は省略した理由、判定結果並びに次の照査への該当又は非該当を整理し、一連の判定経過が確認できるよう取りまとめるものとする。

なお、報告書には各対策工を想定した照査結果及び成立条件を記載するものとする。

２－６　腐食減肉調査

腐食減肉調査とは、参考図に示す橋梁点検の結果を基に、調査要領　第二編橋梁 第２章鋼「１-３-２調査方法（２）腐食減肉」に基づいて調査し、その結果を取りまとめることをいう。なお、現地作業については地上又は既設点検路等を使用して行うものとするが、現地条件等により足場や高所作業車、交通規制等が必要となった場合は監督員と協議し、その費用について別途協議するものとする。

調査箇所は下表のとおりとし、検測数量は調査した箇所とする。

橋梁名	調査場所	箇所	調査範囲（m2）	調査条件
牛沢橋	埼玉県入間市仏子	３	３．２２	
高萩高架橋	埼玉県日高市高萩	１	０．０４	

２－７　鋼構造物補修設計

鋼構造物補修設計とは、鋼構造物の変状に対して、変状原因を特定したうえで、本特記仕様書２－６「腐食減肉調査」の調査結果を用いて、対象部材の現有耐荷性能を照査し、補修の要否及び変状原因に対する対処を検討するとともに、照査結果に基づき、補修方針を策定することをいう。

受注者は、貸与する建設時の設計計算書及び設計図書を確認し、「設計要領第二集　橋梁保全編」に基づき、照査に必要となる設計条件及び断面力を整理するものとする。また、「腐食減肉に対する鋼橋の維持管理マニュアル」に基づき、腐食減肉調査で把握した減肉範囲及び減肉量を反映して対象部材の現有耐荷性能を照査するものとする。

対策が必要と判断した場合は、「腐食減肉に対する鋼橋の維持管理マニュアル」に基づき、建設時の耐荷性能を満足する補修工法等をライフサイクルコスト、施工性、維持管理等を比較検討し、補修方針を策定するものとする。なお、炭素繊維シート接着工法を検討する場合は、「炭素繊維シートによる鋼構造物の補修・補強工法　設計・施工マニュアル」に基づき、その適用性を確認するものとする。

鋼構造物補修設計の成果は報告書に取りまとめるものとし、現有耐荷性能の照査結果、補修等の要否、工法比較結果及び補修方針を記載するものとする。

鋼構造物補修設計の検測数量は、鋼構造物補修設計を実施した箇所数（箇所）とする。

２－８　仮設安全費

仮設安全費とは、設計図書及び監督員の指示に従って、試料採取及び腐食減肉調査等現地調査において生じる、高所作業車運転経費、保安施設費、交通誘導警備員費、仮設費等に要する費用をいう。

調査経費の検測数量は、一式とする。

２－８－１　高所作業車運転経費

高所作業車運転経費とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、試料採取及び腐食減肉調査等現地調査に必要な高所作業車の使用に要する全ての費用をいう。本業務で想定する参考内訳は、下表のとおりである。

機種	揚程	備考
トラック架装リフト（ブーム型）（夜間）	８～１２m未満	狭山橋、川越－２９

２－８－２　保安施設費

保安施設費とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、試料採取及び腐食減肉調査等現地調査に必要な規制看板、照明等一般道の通行規制に要する全ての費用をいう。本業務で想定する参考内訳は、下表のとおりである。

名称	規格	備考
バッテリー式ミニバルーンライト		賃料
蛍光高輝度反射看板	板面サイズ：Ｈ１４００×Ｗ２７５㎜	賃料

２－８－３　交通誘導警備員費

交通誘導警備員費とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、試料採取及び腐食減肉調査等現地調査に必要な一般道における一般通行車両及び業務関係者の安全を確保することを目的として、交通の監視、交通の誘導等を行う警備業者の警備員を配置するのに要する費用をいう。本業務で想定する参考内訳は、下表のとおりである。

配置場所		種別	配置人数	交替要員	配置時間	適用
市道8194号線	規制箇所	交通誘導警備員Ｂ	0.5人	０人	９：00～17：00	的場２号橋
市道8198号線			1.5人			
県道堀兼根岸線			２人		21：00～５：00	狭山橋
市道３号線			３人		21：00～５：00	川越－29
市道1129号線			２人			
町道8112号線			１人		９：00～17：00	東松山－16
県道深谷嵐山線			１人		９：00～17：00	東松山－30
町道30号線			１人		９：00～17：00	花園－52

２－８－４　仮設費

仮設費とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、試料採取及び腐食減肉調査等現地調査に必要な仮設備の使用に要する全ての費用をいう。本業務で想定する参考内訳は、下表のとおりである。

名称	規格	備考
可搬式作業台	１ｍ～１．５ｍ	墜落を防止する機能構造を有していること。

２－９　現地踏査

受注者は契約締結後、貸与する既存資料を確認したうえで現地を踏査し、本業務に必要な現地の状況を把握するものとし、特に既設構造物の横過する道路、鉄道及び河川等の状況及び近接構造物並びに周辺環境に留意し、必要に応じて簡易計測しなければならない。なお、現地踏査の結果、現地状況が既存資料と相違している場合及び変状が著しい場合には、速やかに監督員に報告するものとする。

現地踏査については地上又は既設点検路等を使用して行うものとするが、現地条件等により足場や高所作業車、交通規制等が必要となった場合は、監督員と協議し、その費用について別途協議するものとする。

現地踏査の検測数量は、一式とする。

２－１０　維持修繕設計　支承

維持修繕設計　支承とは、損傷により取替もしくは補修が必要な支承について、共通仕様書７-３-３(１)橋梁付属物設計に示す設計内容を「設計要領第二集（橋梁保全編）」に基づき実施することをいう。この設計には、支承取替もしくは補修に必要なすべての設計計算、図面作成、数量計算を含むものとする。

維持修繕設計　支承の検測数量は、設計を行った支承の箇所とする。

２－１０－１　設計の基本

支承の設計は「設計要領第二集（橋梁保全編）６．３、６．６」によるものとする。ただし、本業務において実施する取替設計は、既設支承と同等の支承を用いて取替することを基本とする。

２－１０－２　上下部構造の補強

支承取替時の設計にあたっては、「設計要領第二集（橋梁保全編）６．７」により、上下部構造の補強の必要性について照査を行うこと。

また、取替後の支承において支承幅が変更となる場合は、支承アンカー部照査を行い、支承縁端において必要な強度を確保することとする。

照査は「道路橋示方書Ⅳ８．６」により行うものとし、照査を満足しない場合は、縁端拡幅等が必要となるため、その検討に要する費用は別途監督員と協議するものとする。

２－１０－３　支承取替時の既設支承の照査

施工時には既設支承を取り除くことにより、橋梁全体として支承個数が減少することとなる。鉛直力についてはジャッキで支持しているが、ジャッキには水平力支持機構が無いため、残っている支承で水平力を支持することが可能であるか照査を行わなければならない。格子解析を追加する場合は、その費用について別途監督員と協議するものとする。

照査は建設時の道路橋示方書と同等の設計水平震度により算定した水平力により行うこととして良い。

なお、照査を満足しない場合は別途仮設の固定装置を設けるものとし、その検討に要する費用は別途監督員と協議するものとする。

２－１０－４　対象橋梁及び種別

（１）種別

設計の種別及び内容、設計区分は下表のとおりとする。

種別	設計内容	図面の区分	備考
維持修繕設計　支承Ａ	基本となる設計	詳細設計	

（２）対象橋梁

設計の対象橋梁及び箇所は下表のとおりとする。

橋梁名	上下線区分	対象箇所	支承種類	項目区分
高萩高架橋	上り線	Ｐ４	Ｍ	支承Ａ

２－１１　施工計画検討

施工計画検討は、現地踏査及び本設計で決定された補修工法等（詳細図作成Ｂを除く。）に対し、仮設備計画、進入路計画、規制計画等を複数立案し、概算工程及び概算工期並びに概算工費算出の上、施工性及び経済性並びに周辺環境への影響等を比較検討するものをいう。なお、詳細図作成Ｂは、施工計画検討結果を踏まえて実施するものとする。

施工計画検討の数量は、検討を行った構造物数（構造物）とする。

（１）種別

設計の種別及び内容、設計区分は下表のとおりとする。

種別	設計内容	地形条件	計画の複雑化	備考
施工計画検討Ａ	１橋梁内の他施工箇所に計画を転用できる	市街地	単純	橋梁耐震補強設計を準用
施工計画検討Ｂ	１橋梁内の他施工箇所に計画を転用できる	平地部	単純	橋梁耐震補強設計を準用

（２）対象橋梁

設計の対象橋梁及び数量は下表のとおりとする。

種別	数量	構造物名
施工計画検討Ａ	１構造物	川越－２９
施工計画検討Ｂ	５構造物	狭山橋、高萩高架橋、東松山－１６、東松山－３０、花園－５２

２－１２　工事発注用図面作成

２－１２－１　詳細図作成

工事発注用図面作成　詳細図作成は、対象橋梁の工事を行うために必要な図面作成を行い、「土木設計数量算出要領」に基づき数量算出を行うことをいう。

詳細図作成Ａは、本特記仕様書２－７「鋼構造物補修設計」の結果に基づき施工計画検討を先行して実施し、詳細図作成Ｂは、施工計画検討の完了後、選定された仮設備計画、進入路計画及び規制計画等を反映して実施するものとする。

工事発注用図面作成　詳細図作成の種別および設計内容、枚数の内訳は下表のとおりとし、検測数量は作成した図面枚数（枚）とする。数量が変更になる場合は監督員と協議し、その数量及び費用について別途協議するものとする。

設計区分	数量	設計内容	橋梁名	備考
詳細図作成Ａ	１２枚	鋼構造物補修図面作成	牛沢橋、高萩高架橋	附帯工設計　詳細図作成等 設計協議説明用図面作成 作成難易度：普通 数量計算
詳細図作成Ｂ	２枚	足場仮設図面作成	高萩高架橋	附帯工設計　詳細図作成等

	７枚	規制図面作成	狭山橋 高萩高架橋 川越－２９ 東松山－１６ 東松山－３０ 花園－５２	設計協議説明用図面作成 作成難易度：普通 数量計算

２－１２－２　図面修正Ａ

工事発注用図面作成　図面修正は、共通仕様書５－１１－１「図面修正」に基づき、変状のある橋梁のコンクリート部材について「設計要領第二集（橋梁保全編）」及び本特記仕様書２－５「コンクリート構造物補修設計」の結果に基づいて、工事発注のために必要な図面修正を行うものとする。図面修正に併せて、「土木設計数量算出要領」に基づき数量算出も行うものとする。

図面修正の種別および設計内容は、下表のとおりとし、検測数量は、作成した図面枚数（枚）とする。

図面の区分	図面の修正率	設計内容	数量	橋梁名
比較的簡易な図面	１０％未満	断面修復図	７枚	的場２号橋、牛沢橋、狭山橋、 川越－２９、東松山－１６、 東松山－３０、花園－５２

２－１２－３　既存図面電子化

工事発注用図面作成 既存図面電子化は、既存の手書き図面（ＴＩＦＦ）を電子化（ＣＡＤデータ化）することをいう。既存図面電子化の検測数量は、電子化作業を行った図面枚数（枚）とする。

図面の区分	図面の修正率	設計内容	数量	橋梁名
比較的簡易な図面	１０％未満	一般図	５枚	的場２号橋、川越－２９、東松山－１６、東松山－３０、花園－５２

２－１３　工事発注用数量表作成

２－１３－１　工事目的物別数量総括表

工事発注用数量表作成　工事目的物別数量総括表は、共通仕様書５－１２－１「工事目的物別数量総括表」に基づき、工事毎に数量総括表を作成することをいう。なお、本業務以外の橋梁等については、本業務における補修設計の対象外とし、本特記仕様書１－５「資料の貸与」に示す過年度成果品を使用して、工事目的物別数量総括表への取りまとめを行うものとする。過年度成果品の内容に不足または不整合が確認された場合の取扱いは、直ちに監督員に報告の上、監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

工事目的物別数量総括表の検測数量は、工事とする。

工事名	橋梁名	備考
所沢管理事務所管内構造物補修工事（仮称）	大井橋、今福高架橋、的場２号橋、狭山橋、高萩高架橋、川越－２９、東松山－１６、東松山－３０、花園－５２	橋梁上部工及び橋梁下部工が混在する工事

２－１３－２　工事目的物別代価表

工事発注用数量表作成　工事目的物別代価表は、共通仕様書５－１２－２「工事目的物別代価表」に基づき、工事毎に工事目的物別代価表を作成し、また、構造物ごとの概算工事費を算出することをいう。なお、本業務以外の橋梁等については、本業務における補修設計の対象外とし、本特記仕様書１－５「資料の貸与」に示す過年度成果品を使用して、工事目的物別代価表への取りまとめを行うものとする。過年度成果品の内容に不足または不整合が確認された場合の取扱いは、直ちに監督員に報告の上、監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

工事目的物別代価表の検測数量は、工事とする。

工事名	橋梁名	備考
所沢管理事務所管内構造物補修工事（仮称）	大井橋、今福高架橋、的場２号橋、狭山橋、高萩高架橋、川越－２９、東松山－１６、東松山－３０、花園－５２	橋梁上部工及び橋梁下部工が混在する工事

２－１４　設計打合せ

打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め７回とする。原則は所沢管理事務所で実施とするが、中間打合せのうち２回は関東支社で実施するものとする。なお、関東支社で実施する打合せの１回目の開催時期は細部条件、構造細目の照査が完了し、発注図書編纂及び数量算出の作業着手前の段階とし、２回目の開催時期は成果品の照査が完了した段階とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や、業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要が生じる場合の取扱いは監督員と受注者とで協議の上、決定するものとする。

設計打合せの検測数量は、一式とする。

２－１４－１　関係官公署等との協議の協力

本特記仕様書１－７「発注者または監督員が行う協議」に示す関係官公署等との協議は、原則として発注者または監督員が単独で行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとし、本業務及び協議事項に熟知した者を参加させ、協議内容を直接理解し、業務履行の確実な進捗に努めなければならない。なお、これに要する費用は、別途協議するものとする。

２－１５　交通費・宿泊費

２－１５－１　交通費・宿泊費（現地調査）

交通費・宿泊費（現地調査）には、試料採取及び腐食減肉調査に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費（現地調査）の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

試料採取及び腐食減肉調査は本特記仕様書に従うものとして、下表のとおり行うものとする。

現地区分	実施区分	備考
一般道（交通規制時）	発注者（運転）	維持指定車両
一般道（本線以外）	受注者（単独）	ライトバン（１５００ＣＣ）

２－１５－２　交通費・宿泊費（設計打合せ・現地踏査）

交通費・宿泊費（設計打合せ・現地踏査）には、設計打合せ及び現地踏査に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費（設計打合せ・現地踏査）の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、ＷＥＢ 会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費（設計打合せ・現地踏査）についての取扱いは監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

現地踏査は昼作業として、下表のとおり行うものとする。

現地区分	実施区分	備考
一般道（本線以外）	受注者（単独）	ライトバン（１５００ＣＣ）

２－１６　成果品

２－１６－１　標準提出部数

成果品の標準提出部数については、下表のとおりとする。

報告書及び図面の電子データについては、監督員に提出するものの他にそれぞれ１部を監督員の指示に従って、ＮＥＸＣＯ総研技術情報課へ提出し、ＮＥＸＣＯ総研の発行する成果品（電子データ）受領票の交付を受けなければならない。

なお、ＮＥＸＣＯ総研技術情報課への提出は郵送で行うものとし、成果品（電子データ）受領票については、ＮＥＸＣＯ総研より電子メールにより受注者へ送付されるものとする。

項目	監督員	ＮＥＸＣＯ総研	備考
報告書（紙）	１部	―	
報告書（電子データ）	２部	１部	
図面（紙）	１部	―	
図面（電子データ）	２部	１部	報告書（電子データ）と併せて提出

２－１６－２　成果品一覧

本業務の成果品は、下表のとおりとする。

種別・項目	成果品項目	出力時の縮尺（分の１）	出力用紙の大きさ	提出部数	適用
腐食減肉調査	腐食減肉調査結果報告書	―	Ａ４	1	製本
試料採取	試料採取及び塩化物イオン濃度分析結果報告書	―	Ａ４	1	製本
コンクリート構造物補修設計	コンクリート構造物補修設計報告書	―	Ａ４	1	製本
鋼構造物補修設計	鋼構造物補修設計報告書	―	Ａ４	1	製本
	現有耐荷性能照査計算書	―	Ａ４	1	製本
支承	支承一般図	適宜	Ａ３	1	
	支承補修・取替詳細図	適宜	Ａ３	1	
	設計計算書	―	Ａ４	1	製本
	材料計算書	―	Ａ４	1	製本
	施工ステップ図	―	Ａ４	1	製本
	既設支承の水平力照査結果	―	Ａ４	1	製本
	上下部構造補強要否の照査結果	―	Ａ４	1	製本
詳細図作成Ａ	鋼構造物補修図	適宜	Ａ３	1	
詳細図作成Ｂ	足場仮設図	適宜	Ａ３	1	
	交通規制図	適宜	Ａ３	1	
図面修正Ａ	断面修復図	適宜	Ａ３	1	
既存図面電子化	橋梁一般図	５００、１２５０	Ａ３	1	
数量計算書	数量計算書	―	Ａ４	1	製本
施工計画検討	施工計画検討結果報告書	―	Ａ４	1	製本
	施工計画図	適宜	Ａ３	1	

第３章　補足事項

３－１　調査等打合簿への概略業務量の提示

（１）業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量(技師Ｂ換算の人工数と期間)を「調査等打合簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。

なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。

（２）提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

３－２　その他追加事項

本業務においては、以下に示す項目について、追加・変更及び数量の増減を行う場合がある。これに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（１）特記仕様書２－４に定めるもの以外の試料採取及び塩分浸透量調査の追加
（２）施工計画の決定後、当該施工計画にあたり不要又は支障となる排水管、橋梁付属物等の撤去、移設、再設置のための図面作成及び数量算出
（３）点検結果に基づく図面作成及び数量算出の追加
（４）関係機関協議に基づく測量、現地調査、図面作成及び各資料作成等の追加
（５）コンクリート構造物の現地調査及び現地踏査結果に基づく変状詳細調査の追加
（６）特記仕様書２－２に記載する図書の追加及び変更
（７）的場２号橋の施工計画は過去設計成果品を準用するものとするが、過年度成果品によれない場合追加する可能性がある。

様式－1

令和　　年　　月　　日

東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長　　殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名　○○自動車道　○○業務

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

１．契約保証取得の日

令和　　年　　月　　日

２－１．発注者が設定した全体履行期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）

２－２．発注者が設定した余裕期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）

３－１．受注者が設定した業務の始期

令和　　年　　月　　日

３－２．受注者が設定した業務の終期

令和　　年　　月　　日

３－３．契約上の履行期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）　　（３－２．受注者が設定した業務の終期）

○○自動車道　○○業務　設計工程表（案）

【様式－2】

（全体履行期間）　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 （　　日間）
（実履行期間）　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 （　　日間）

1 設計業務

項目＼日程	計画準備	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	備考	
1．設計計画																																	
2．既往資料の確認・整理																																	
3．現地調査																																	
4．設計条件の整理																																	
5．道路詳細設計																																	
①縦断設計																																	
②平面図作成	・路線図・平面図・線形図・伐開除根求積図																																
③縦断図作成																																	
④横断図作成																																	
⑤土積図作成																																	
⑥用排水設計																																	
6．附帯工設計																																	
①溝渠工設計	・ボックスカルバート、パイプカルバート等																																
②擁壁工設計																																	
③詳細図作成																																	
④図面修正	・平面図・縦断図等																																
7．数量計算																																	
8．概略施工計画																																	
9．施工への申送り事項																																	
10．照　　査					照査①						照査②						照査③																
11．報告書作成																																	
12．監督員による成果品確認																																	
13．電子成果品作成																																	
14．設計打合せ																																	
15．業務検査																												業務内容確認検査			完了検査		

2 関連業務資料

| 項目＼日程 | 実施の有無 | 実施時期 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | 備考 |
|---|
| 1．測量調査 |
| ・基準点測量 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| ・空中写真測量 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| ・数値地形測量 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| ・航空レーザー測量 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 2．道路予備設計 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 3．道路概略設計 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 4．路線測量 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 5．地質調査（１次） | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 6．構造物計画設計 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 7．地質調査（２次） | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 8．地形測量 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 9．協議用図面作成 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 10．トンネル設計 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 11．幅杭設計 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 12．用地幅杭設置測量 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 13．構造物基本設計 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 14．構造物詳細設計 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 15．地盤補足調査 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |

3 貸与資料

項目＼日程	貸与の有無	貸与時期	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30
①地形図（1/1000,1/500）	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
②実測縦断図	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
③実測横断図	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
④座標計算書	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
⑤概略設計成果品	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
⑥協議用図面作成成果品	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
⑦幅杭設計成果品	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
⑧土地調査結果報告書	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
⑨橋梁・トンネルの成果品	有 ・ 無	令和○年○月予定																														
⑩関連事業計画資料	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
⑪詳細測量図（1/200）	有 ・ 無	令和○年○月予定																														
⑫設計協議資料	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														

4 関係機関協議

| 項目 | 実施の有無 | 実施時期 | 対応者 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | 凡例 |
|---|
| ①交差管理者協議 |
| 道路 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| 河川 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| 鉄道 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| 用水路 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| 排水路 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| 水道 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| 下水道 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| 電力 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| 電話 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| ②形式協議 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| ③警察協議 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| ④地元協議 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| ⑤その他懸案事項協議 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| |

4 その他懸案事項

| 項目 | 実施の有無 | 実施時期 | 対応者 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | 凡例 |
|---|
| ①○○に関する技術的検討 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 受注者 |
| ②○○に関する技術的判断 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| |

5 協議内容、結果等

協議内容経緯等	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果

6 照査内容

照査時期、照査内容、照査結果	照査① **・照査時期：基本条件、設計条件検討時** **・照査内容：基本条件の照査** **・照査結果：**	照査② **・照査時期：設計方針、最終形式案決定時** **・照査内容：細部条件の照査** **・照査結果：**	照査③ **・照査時期：成果品納入前** **・照査内容：成果品の照査** **・照査結果：**

※作成上のポイント（記載内容は作成例であるため、共通仕様書及び特記仕様書の記載を確認の上作成すること）

① 適切な工程管理（履行期間の確保）を図ることを目的とする。
② 関連する調査業務や設計業務ならびに関係機関協議による資料入手や条件提示等の遅れが履行期間を圧迫することがないよう、資料入手・条件提示・対外協議の期限を明確化する。
③ 協議時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、打合せ時期・内容に工程上の遅れがないか確認する。
④ 照査の時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、作業の進捗状況に合致した照査作業が実施されているか確認する。
⑤ 本工程表は作業計画書に添付するとともに、発注者と受注者双方で共有し、適切な履行期間を確保することで設計ミスの防止、品質の確保を図る。
⑥ なお、本書式は固定のものではない。上記趣旨を理解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用することを基本とする。

※作成時の留意事項

① 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと
② 協議待ちによる遅延の場合工程上のクリティカルを明示すること。
③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。

様式－3

令和　　年　　月　　日

監督員
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

受　注
管理技術者
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

工事記録情報　完了届

下記の調査等名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名	東日本高速道路㈱　関東支社　※□管理事務所
調 査 等 名	○○自動車道　○○業務

No.	工　種　名	工事情報(テーブル名)	数　　量

※発注時より履行内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

生成AI利活用計画書 兼 確認チェックリスト

様式４

【記入・確認方法】受注者は「計画書記載内容」を記入し、各確認項目を自己確認（チェック欄に記入）してください。発注者は受注者の記載内容を確認（チェック欄に記入）してください。

区分	計画書記載内容（受注者記入）	No.	確認項目・確認の視点	受注者チェック	発注者チェック	備考
1. 利用目的	生成AIを利用する目的・理由を具体的に記載してください。 ・本業務との関係 ・期待する効果 ・再委託先が利用する場合は、その目的	1-1	生成AIを利用する目的・理由が具体的に記載されているか	☐	☐	
		1-2	利用目的が本業務の内容と整合しているか	☐	☐	
		1-3	再委託先がある場合、再委託先ごとの利用目的も記載されているか	☐	☐	
2. 利用予定範囲	生成AIを使用する範囲を具体的に記載してください。 ・使用予定の業務工程（計画策定、設計案作成、報告書作成補助等） ・対象とするデータ（種類・内容） ・作業の概要（どのようにAIを使うか） ・再委託先が利用する場合は、その利用範囲	2-1	使用予定の業務工程（計画策定、設計案作成、報告書作成等）が明記されているか	☐	☐	
		2-2	対象とするデータ（入力するデータの種類・内容）が記載されているか	☐	☐	
		2-3	作業の概要（どのようにAIを使うか）が具体的に記載されているか	☐	☐	
		2-4	利用範囲について、発注者との協議を経た内容となっているか	☐	☐	
		2-5	再委託先がある場合、再委託先ごとの利用範囲も記載されているか	☐	☐	
3. 利用予定の生成AIサービス名	利用予定の生成AIサービスについて記載してください。 ・サービス名称／提供元 ・利用形態（クラウド、オンプレミス等） ・複数のLLMを用いるサービスの場合も、そのサービス名 ・再委託先が利用する場合は、利用サービス名・利用形態	3-1	サービス名称と提供元（企業名）が明記されているか	☐	☐	
		3-2	複数のLLMを用いるサービス（GaiXer、exaBase等）を利用する場合、そのサービス名が記載されているか	☐	☐	
		3-3	利用形態（クラウド／オンプレミス等）が記載されているか	☐	☐	
		3-4	再委託先がある場合、再委託先ごとの利用サービス名・利用形態も記載されているか	☐	☐	
4. 入力情報の取扱い	入力情報の取扱いについて記載してください。 ・個人情報は原則入力しない方針 ・入力する場合の理由、範囲、対策 ・入力データをAI学習に利用させない措置と根拠 ・再委託先における取扱い	4-1	個人情報の取扱い方針が記載されているか（原則入力しない旨の記載があるか）	☐	☐	
		4-2	個人情報を入力する場合、その理由・範囲・対策が明記されているか	☐	☐	
		4-3	入力データがAI学習に利用されないための措置（オプトアウト設定等）が記載されているか	☐	☐	
		4-4	学習排除措置の根拠（サービスの設定・約款等）が具体的に示されているか	☐	☐	
		4-5	再委託先がある場合、再委託先ごとの入力情報の取扱いも記載されているか	☐	☐	

生成AI利活用計画書 兼 確認チェックリスト

様式４

【記入・確認方法】受注者は「計画書記載内容」を記入し、各確認項目を自己確認（チェック欄に記入）してください。発注者は受注者の記載内容を確認（チェック欄に記入）してください。

区分	計画書記載内容（受注者記入）	No.	確認項目・確認の視点	受注者チェック	発注者チェック	備考
5. リスク対策	リスク対策を具体的に記載してください。 ・情報漏えい防止策（社内ポリシー、アクセス制限等） ・利用履歴の保存方法、保存期間、削除方針と根拠 ・誤情報／誤解誘導リスクへの検証・レビュー体制 ・再委託先における対策	5-1	情報漏えい防止策（社内ポリシー、アクセス制限等）が記載されているか	□	□	
		5-2	情報漏えい防止策の内容が具体的であり、実効性があると判断できるか	□	□	
		5-3	生成AIの利用履歴の保存方法（保存期間・削除方針等）が記載されているか	□	□	
		5-4	利用履歴の保存・管理に関する社内規定や契約サービスの約款等の根拠が示されているか	□	□	
		5-5	誤情報・誤解誘導リスクへの対応策（生成結果のレビュー体制等）が記載されているか	□	□	
		5-6	レビュー体制が形式的でなく、実際に機能する体制として記載されているか	□	□	
		5-7	再委託先がある場合、再委託先ごとのリスク対策も記載されているか	□	□	
6. 発注者との協議内容	発注者との協議状況を記載してください。 ・事前協議の実施有無 ・協議に基づく条件・制限事項 ・未協議事項と今後の協議予定	6-1	生成AIの利用に関する事前協議の実施有無が明記されているか	□	□	
		6-2	協議済みの場合、協議に基づく条件・制限事項が具体的に記載されているか	□	□	
		6-3	記載された条件・制限事項が発注者との協議内容と一致しているか	□	□	
		6-4	未協議の事項がある場合、今後の協議予定が示されているか	□	□	
7. その他	その他の事項を記載してください。 ・再委託先での生成AI利用の有無と反映状況 ・継続的な見直し・報告の予定	7-1	再委託先での生成AI利用の有無が確認・記載されているか	□	□	
		7-2	再委託先で生成AIを利用する場合、その内容が本計画書（各項目）に反映されているか	□	□	
		7-3	継続的な見直し・報告の予定（業務終了後の報告等）が記載されているか	□	□	
8. 成果品等に関する確認（特記仕様書との整合）	生成AIを利用して作成する成果品等の取扱いを記載してください。 ・生成AI利用の明示方法 ・生成画像等への注釈 ・第三者の権利への配慮 ・機械可読性に配慮した成果品等の構成	8-1	生成AIを利用して作成した成果品等について、その旨を明示する方針が示されているか	□	□	※生成AIによる生成物を成果品等の一部とする場合
		8-2	生成画像等を成果品等に使用する場合、生成AI利用の旨を注釈として付す方針が記載されているか	□	□	※成果品等の一部に生成AI画像等を使用する場合
		8-3	第三者の権利（著作権等）への配慮が示されているか	□	□	※特に留意する業務の場合
		8-4	機械可読性への配慮（構造化された見出し、図表へのキャプション付与等）が考慮されているか	□	□	※成果品等とりまとめ時の協議事項として確認

【備考】

・本計画書は、作業計画書の添付資料として発注者に提出してください。
・発注者との協議により、記載内容の修正・追記を求められる場合があります。
・生成AIの利用にあたっては、情報セキュリティ、個人情報保護、公正性／正確性の確保に最大限留意してください。
・チェック欄は「□：未確認」「☑：確認済」「－：該当なし」から選択してください。